

令和7年度

監査報告書Ⅳ

(行政監査)

飯田市監査委員

7飯監第3307号
令和8年3月31日

飯田市長 佐藤 健 様
飯田市議会議長 竹村 圭史 様

飯田市監査委員 戸崎 博
飯田市監査委員 島田 勝介
飯田市監査委員 清水 勇

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した、令和7年度行政監査の結果を、同条第9項の規定及び飯田市監査基準に準拠し報告します。

なお、同条第14項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

第2 監査のテーマ

随意契約事務について

第3 監査の目的

地方公共団体の契約は、公平性や経済性の確保のために競争入札によることが原則であり、随意契約は例外的な場合にしか認められていない。例外的に随意契約ができる場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号から第9号までに規定されている要件のいずれかに該当するときに限られている。なお、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける発注部署においては、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項各号に読み替えるものとする。

本市では、規定に基づき、契約案件ごとの運用が公正かつ統一的に行われるように、標準的な運用の指針を示すものとして、平成26年10月1日に「随意契約ガイドライン」を策定している。今回の行政監査では、これに則って随意契約に係る事務全般が適正に実施されているか検証することを目的とする。

第4 監査の対象

監査委員の合意により、次の随意契約事務について対象とした。

【建設部】

- (1) 令和6年度 市単土地改良事業 用排水路整備工事（建設総務課、土木課）
- (2) 令和6年度 道路補修工事（建設総務課、維持管理課）
- (3) 令和6年度 農業施設長寿命化事業 測量業務委託（建設総務課、土木課）
- (4) 令和6年度 都市公園維持管理 公園施設管理業務委託（建設総務課、維持管理課）
- (5) 令和6年度 市単土地改良事業 水路清掃業務委託（建設総務課、維持管理課）

【上下水道局】

- (1) 令和6年度 桐林配水池配水流量計更新工事（経営管理課、水道課）
- (2) 令和6年度 公共下水道 人孔補修工事（経営管理課、下水道課）
- (3) 令和6年度 特環公共下水道 マンホールポンプ改築工事（経営管理課、下水道課）
- (4) 令和6年度 公共下水道 伏越ゲート取替工事（経営管理課、下水道課）
- (5) 令和6年度 公共下水道 下水台帳修正に伴う現地調査業務委託（経営管理課、下水道課）

【財政課】 契約事務全般

第5 監査の着眼点

- (1) 随意契約とした根拠は適正か。随意契約の理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号までのどれに該当しているのか。
- (2) 随意契約とした根拠は、関係書類に明記されているか。
- (3) 1者随意契約とした理由は、妥当性があるか。
- (4) 1者随意契約を継続して締結する場合、その都度、必要な検証は行っているか。
- (5) 見積書の徴収が適切に行われているか。（見積参加業者数は適切か。）
- (6) 随意契約の契約金額は、どのように決められているのか。（適正な契約を行なうために予定

価格は設定されているか。)

- (7) 契約書等契約関係書類は、契約内容に応じ適正に作成されているか。
- (8) 履行確認、竣工確認を適切に行っているか。
- (9) 請求書及び支出命令書等、支払いに係る証拠書類は整理されているか。
- (10) 支払時期は適正か。

第6 監査の主な実施内容

(1) 監査調書の提出

対象の2課（建設部建設総務課、上下水道局経営管理課）に対し監査調書の提出を求め、その調書を基に指定した契約案件について、関係書類の閲覧と内容確認を行い、予備監査において関係職員から説明聴取を行った。

なお、監査調書は、業務委託契約及び工事請負契約のうち、契約期間の始期が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間で締結された随意契約で、1件の予定価格が30万円以上のものを対象とした。（プロポーザル方式、指定管理料を除く。）

(2) 監査調書の項目

- ① 契約名
- ② 事業箇所（契約内容）
- ③ 予定価格
- ④ 契約額
- ⑤ 随意契約において適用する地方自治法施行令の号数（第167条の2第1項中）
- ⑥ 業者選定理由
- ⑦ 見積依頼者数
- ⑧ 契約日
- ⑨ 契約期間（着手日、竣工・完了日）
- ⑩ 検収日（履行確認日、竣工・完了確認日）
- ⑪ 請求日
- ⑫ 支払日

(3) 予備監査の実施

提出された監査調書の中から抽出した契約案件について、上記第5「監査の着眼点」に基づき、必要な事項を聴取により確認した。

第7 監査の期間

令和7年11月12日から令和8年3月31日まで

（予備監査は令和7年12月17日に実施。面接監査は令和7年12月25日に実施。）

第8 監査を実施した監査委員

監査を実施した監査委員は次のとおり。

令和7年11月12日から令和8年2月28日まで 戸崎博監査委員、吉田賢二監査委員
清水勇監査委員

令和8年3月1日から令和8年3月31日まで 戸崎博監査委員、島田勝介監査委員
清水勇監査委員

第9 監査の結果

監査の結果、次のとおり是正又は改善及び改善の検討を求める事項を認めたので、内容を十分把握して、それぞれ必要な措置を講じられたい。

【監査結果件数】

対象部署名	監査結果件数		
	指摘事項	指導事項	検討要望事項
建設総務課、土木課、維持管理課	0	3	1
経営管理課、水道課、下水道課	0	0	0
財政課	0	0	0
合 計	0	3	1

【監査結果の区分】

指 摘 事 項	財務等に関する事務の執行について、是正又は改善を求めるもの
指 導 事 項	是正又は改善を求める事項のうち、軽微なもの
検 討 要 望 事 項	制度又は運用について改善の検討を求めるもの、複数の部署に対して統一的な指導を求めるもの

【指摘事項】

なし

【指導事項】

- (1) 「工事施工併契約締結伺」、「業務委託併契約締結伺」等に予定価格の記載はあるが、算出根拠を明確化するための設計書や積算内訳書等の添付漏れや予定価格が算定されていないものがあることを認めた。飯田市財務規則や随意契約ガイドラインに則り、随意契約においても予定価格を適正に算定し、契約金額の妥当性の確保に努めること。

【建設総務課、土木課、維持管理課】

- (2) 一部の業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定を適用し随意契約としているものの、競争入札に付することが不利とする合理的な理由が不足しているため、条項の適用誤りと思料される契約があることを認めた。法令等に則り適正な契約事務を行うこと。

【建設総務課、維持管理課】

- (3) 予定価格が50万円を超える業務委託契約については、「業務委託併契約締結伺」に財政課の合議が必要であるが、一部の業務委託契約において、財政課の合議を得ていないことを認めた。法令等に則り適正な契約事務を行うこと。

【建設総務課、維持管理課】

【検討要望事項】

「見積依頼伺」等に随意契約の適用条項の記載はあるものの、見積徴取者の選定に当たり理由の記載がないものや具体的説明が不足しているものがあることを認めた。見積徴取者の選定における客観性や透明性を確保するため、選定の理由を明確に記載されたい。

【建設総務課、土木課、維持管理課】

第 10 監査結果に基づき講じた措置の報告（地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づくもの）

*次年度の定期監査(後期)時に措置後の成果や状況の回答を求める。

1 令和 7 年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）指導事項

指導事項	措置状況
<p>(1)「工事施工同兼契約締結伺」、「業務委託同兼契約締結伺」等に予定価格の記載はあるが、算出根拠を明確化するための設計書や積算内訳書等の添付漏れや予定価格が算定されていないものがあることを認めた。飯田市財務規則や随意契約ガイドラインに則り、随意契約においても予定価格を適正に算定し、契約金額の妥当性の確保に努めること。</p>	<p>(1)「工事施工同兼契約締結伺」、「業務委託同兼契約締結伺」において、予定価格の算出根拠が明確でない案件があった。指摘を受け、随意契約の際には、随意契約ガイドラインに則りあらかじめ予定価格を定め、入札すべきかの判断材料となる算出根拠を添付するとともに、予定価格の適正さや契約金額の妥当性を、発注担当者と経理担当者が二重でチェックし、さらに決裁に関わる複数職員が遺漏なくチェックすることで誤りの防止に努める。</p> <p>なお、緊急な対応が必要となる随意契約など 1 人の者から見積もりを徴する場合は、あらかじめ予定価格を算定することが困難であるため、その運用について財政課と協議する。</p> <p>【建設総務課、土木課、維持管理課】</p>
<p>(2) 一部の業務委託契約において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定を適用し随意契約としているものの、競争入札に付することが不利とする合理的な理由が不足しているため、条項の適用誤りと思料される契約があることを認めた。法令等に則り適正な契約事務を行うこと。</p>	<p>(2) 一部の「業務委託同兼契約締結伺」において、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号適用と記載すべきところを誤って同項第 6 号適用と記載してしまった。指摘を受け、前年度と同じ事務であっても飯田市財務規則、随意契約ガイドラインに則り適用条項が適当であるか確認するよう部課長会において本事例を示し周知を行った。今後は、発注担当者と経理担当者が適用条項を二重にチェックし、さらに決裁に関わる複数職員が遺漏なくチェックすることで誤りの防止に努める。</p> <p>【建設総務課、維持管理課】</p>
<p>(3) 予定価格が 50 万円を超える業務委託契約については、「業務委託同兼契約締結伺」に財政課の合議が必要であるが、一部の業務委</p>	<p>(3) 随意契約ガイドラインによれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の運用について、単価契約の場合は見積総額に</p>

指導事項	措置状況
<p style="text-align: center;">(次頁へ続く)</p> <p>託契約において、財政課の合議を得ていないことを認めた。法令等に則り適正な契約事務を行うこと。</p>	<p style="text-align: center;">(次頁へ続く)</p> <p>より判断すべきところ、誤って単価の額を根拠としてしまったため、「業務委託併契約締結伺」に財政課の合議を得ていなかった。指摘を受け、単価契約における随意契約の判断基準について、随意契約ガイドラインに基づき運用するよう部課長会において確認し、周知を行った。今後は、発注担当者と経理担当者が二重にチェックし、さらに決裁に関わる複数職員が遺漏なくチェックすることで誤りの防止に努める。</p> <p style="text-align: right;">【建設総務課、維持管理課】</p>

2 令和7年度 監査報告書Ⅳ（行政監査）検討要望事項

検討要望事項	措置状況
<p>「見積依頼伺」等に随意契約の適用条項の記載はあるものの、見積徴取者の選定に当たり理由の記載がないものや具体的説明が不足しているものがあることを認めた。見積徴取者の選定における客観性や透明性を確保するため、選定の理由を明確に記載されたい。</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く各号を適用する随意契約における見積聴取者の選定理由について、「見積依頼伺」等に具体的に理由を記載するよう部課長会において周知を行った。なお、同項第1号を適用する少額な契約については、手続等の簡略化のために2者以上の見積徴取で契約することが認められているが、財政課と協議し、可能な限り具体的な選定理由を記載する。</p> <p style="text-align: right;">【建設総務課、土木課、維持管理課】</p>